

がんに関する医療費と生活の支援制度

がんの治療を受けるにあたって、通院や治療、治療後の療養生活を支援する制度をまとめました。

就業や収入の状況などにより制度が異なりますので、詳細は各申請窓口にお問い合わせください。

※市役所等で申請可能な制度については電話番号を記載しています。

支援制度（医療費）

	制度	概要	
1	高額療養費制度	申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険／保険年金課 ☎463-0283 ・後期高齢者医療制度／保険年金課 ☎463-1928 ・加入している健康保険等の担当窓口 (各健康保険組合、共済組合 など)
		支援対象者	被保険者・被扶養者
		支援内容	同一月に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、申請により超過分が後で支給される制度です。自己負担限度額は被保険者の年齢や所得状況により区分されています。診療月から支給までは、通常、3か月から6か月かかります。 ※申請方法、支給内容等の詳細につきましては各健康保険組合にお問い合わせ下さい。
2	限度額適用認定証	申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険／保険年金課 ☎463-0283 ・後期高齢者医療制度／保険年金課 ☎463-1928 ・加入している健康保険等の担当窓口 (各健康保険組合、共済組合 など)
		支援対象者	被保険者・被扶養者
		支援内容	申請により事前に発行された限度額適用認定証を医療機関等に提示すると、その月の窓口での支払いが自己負担限度額以内になります。 ※申請方法、支給内容等の詳細につきましては各健康保険組合にお問い合わせください。 ※オンライン資格確認を導入している医療機関を受診する場合は、認定証の交付申請は不要です。
3	高額介護合算療養費制度	申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険／保険年金課 ☎463-0283 ・後期高齢者医療制度／保険年金課 ☎463-1928 ・介護保険／長寿はつらつ課 ☎463-1951 ・加入している健康保険等の担当窓口 (各健康保険組合、共済組合 など)
		支援対象者	被保険者・被扶養者で1年間に医療保険・介護保険の両方で自己負担があった者
		支援内容	医療保険・介護保険の自己負担額の合算が自己負担限度額を超えた場合、申請により超過分が支給されます。 ※申請方法、支給内容等の詳細につきましては各健康保険組合にお問い合わせください。
4	自立支援医療制度	申請窓口	障害福祉課／☎463-1598
		支援対象者	身体に障害を有する者（18歳以上の場合は身体障害者手帳が必要）・精神疾患のために継続的な通院による医療を必要とする者
		支援内容	心身の障害の軽減のための医療について、自立支援医療受給者証を指定自立支援医療機関に提示することにより、所得等に応じて、自己負担額の軽減措置が受けられます。

支援制度（生活支援）

制度		概要	
1	介護保険制度	申請窓口	長寿はつらつ課／☎463-1951
		支援対象者	要介護認定等を受けた者
		支援内容	所得の状況により1割～3割の自己負担で、介護サービスを受けることができます（40歳～64歳の第2号被保険者は1割）。
2	障害年金	申請窓口	年金事務所、年金相談センター、保険年金課／☎463-1264
		支援対象者	国民年金若しくは厚生年金保険の被保険者期間若しくは60歳から65歳までの間に障害の原因となった傷病の初診日があり一定の保険料納付済期間等を有する者又は20歳未満に初診日がある者であって、障害等級1級又は2級（厚生年金保険の被保険者等は1級、2級、3級若しくは障害手当金のいずれか）に該当する者
		支援内容	国民年金に加入中等に初診日がある場合は、障害基礎年金を受給できます。厚生年金保険に加入中に初診日がある場合は、障害厚生年金又は障害手当金（一時金）を受給できます（1級又は2級の場合は、障害基礎年金も併せて受給できます）。
3	身体障害者手帳	申請窓口	障害福祉課／☎463-1598
		支援対象者	身体障害者福祉法に定める障害の状態にあると認められた者
		支援内容	埼玉県が認定基準に該当すると認めた場合に手帳が交付されます。手帳が交付されると、障害の程度に応じて障害福祉サービス等が受けられるほか、公共料金、交通機関の旅客運賃、公共施設の利用料金の割引、各種税の減免等のサービスを受けることができます。
4	精神障害者 保健福祉手帳	申請窓口	障害福祉課／☎463-1598
		支援対象者	精神保健福祉法施行令に定める障害の状態にあると認められた者
		支援内容	埼玉県が認定基準に該当すると認めた場合に手帳が交付されます。手帳が交付されると、障害の程度に応じて障害福祉サービス等が受けられるほか、公共料金、交通機関の旅客運賃、公共施設の利用料金の割引、各種税の減免等のサービスを受けることができます。
5	障害福祉サービス	申請窓口	障害福祉課／☎463-1598
		支援対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者又は難病等対象者
		支援内容	障害支援区分等に応じて、介護や訓練等の支援を受けられます。費用の自己負担は世帯の負担能力に応じた額となります。
6	生活保護	申請窓口	生活援護課／☎463-1576
		支援対象者	生活に困窮している方
		支援内容	困窮状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに自立した生活が送れるように支援します。

7	福祉資金	申請窓口	福祉相談課／☎463-1594
		支援対象者	次の基準を満たしている方 1 本市の住民基本台帳に登録されていて、引き続き1年以上居住しており、かつ世帯の生計維持者であること 2 生活保護法による保護の適用を受けていないこと
		支援内容	医療費、葬祭費、転居費、住居設定費その他の臨時的出費により、一時的に生活に困窮される世帯に対し、貸付を行います。
8	生活福祉資金	申請窓口	朝霞市社会福祉協議会／☎486-2478
		支援対象者	(1)必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)。(低所得世帯) (2)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者の属する世帯。(障害者世帯) (3)65歳以上の高齢者の属する世帯。(高齢者世帯) (1)～(3)のいずれかに該当し、貸付後に安定した生活を送れることが見込まれる方。
		支援内容	他の資金からの借入れが困難な世帯に対し、埼玉県社会福祉協議会の審査を経て貸付を行います(申請には要件があります)。
9	“住民参加型” 在宅福祉サービス あいはあと 事業	申請窓口	朝霞市社会福祉協議会／☎486-2485
		支援対象者	高齢者世帯、障害のある方が同居する世帯(単身世帯も可)、乳児(生後約3か月まで)が同居する世帯など
		支援内容	協力会員(地域のボランティア)が高齢者や障害のある方のいる世帯、病気等で一時的に支援が必要となる世帯の日常生活の困りごとをお手伝いする地域の支え合い活動です。
10	朝霞市ファミリー・サポート・センター	申請窓口	ファミリー・サポート・センター／☎483-4501
		支援対象者	市内在住・在勤で生後0か月から小学6年生までのお子さんがいる方
		支援内容	子育てをお手伝いしてほしい人・お手伝いしたい人が、互いに援助しあう会員組織です。会員同士の相互援助による、子育て家庭を支援する有償ボランティア活動を行う会員組織です。
11	公設保育園 での一時保育	申請窓口	東朝霞保育園／☎461-6011、さくら保育園／☎469-7061、仲町保育園／☎450-7707
		支援対象者	市内在住で、保育園等に入所していない満1歳以上就学前までの集団保育が可能なお子さんがいる方
		支援内容	保護者の労働または病気等により、家庭での保育が困難な場合に、一時的に児童を保育園でお預かりする事業を実施しています。